

○厚生労働省告示第二十五号

保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）の施行に伴い、及び消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第一号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年二月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第五 保育の内容等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保育に従事する者の保育姿勢等</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 保育に従事する者が保育所保育指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十七号)を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>第五 保育の内容等</p> <p>一 (略)</p> <p>二 保育に従事する者の保育姿勢等</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 保育に従事する者が保育所保育指針(平成二十年厚生労働省告示第百四十一号)を理解する機会を設ける等、保育に従事する者の人間性及び専門性の向上が図られていること。</p> <p>ハ・ニ (略)</p> <p>三 (略)</p>